

報告事項カ

学校における携帯電話の取扱い等について

学校における携帯電話の取扱い等について、別紙のとおり報告します。

令和2年11月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

## 学校における携帯電話の取扱い等について

令和2年11月18日

いじめ・不登校総合対策センター

学校や市町村教育委員会が、学校における携帯電話の取扱いについて、各学校及び地域の実情に応じた基本的な指導方針を策定・実施するための県としての方向性を示すため、「学校における携帯電話の取扱い等に関する県の方針」を策定しましたので報告します。

### 1 策定の経緯

近年の自然災害や犯罪の発生等を踏まえ、携帯電話が緊急の連絡手段として活用されることが期待されるとともに、携帯電話に係る社会環境や児童生徒の状況が変化する中、「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を受け、10月16日に関係団体等による検討会を開催し、そこで出た意見等を踏まえ、「学校における携帯電話の取扱い等に関する県の方針」を策定した。

### 2 「学校における携帯電話の取扱い等に係る県の方向性」検討会について

(1) 目的 文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を踏まえ、県が作成した方針案について意見をもらう。

(2) 日時 令和2年10月16日（金）午前10時から午前11時30分

(3) 場所 鳥取県教育センター 大研修室

(4) 出席関係団体等

- ・県PTA協議会 ・県高等学校PTA連合会 ・県特別支援学校PTA連合会
- ・県小学校長会 ・県中学校長会 ・県高等学校校長協会 ・県特別支援学校長会
- ・私立中学校・高等学校校長会 ・都市教育長会 ・町村教育長会
- ・総合教育推進課  
(事務局関係課)
- ・教育センター ・小中学校課 ・特別支援教育課 ・高等学校課 ・社会教育課
- ・体育保健課 ・いじめ・不登校総合対策センター

(5) 主な意見等及び対応

意見等	対応
小・中学校及び義務教育学校の取扱い方針について例外規定は必要か。 (町村教育委員会)	①原則禁止、②例外規定と列記していたものを、①②を合わせ、例外規定を但し書きにすることで、市町村の実情に合わせる。
情報モラル、ルールの徹底などについて本県らしい内容を方針に盛り込んでいく。(県PTA協議会他)	情報モラル教育やネット上のいじめについて文部科学省の教材名や、本県が作成したマニュアルや教材名等を記載する。
緊急時に携帯を持たせず、児童生徒の安全を考えないといけない。(県中学校長会他) 通学時の安全確保については市町村教育委員会にとって大きな課題。(都市教育長会)	「登下校中の安全の確保等について」の項目立てをして、災害等を踏まえた、児童生徒の安全安心につながる取組について記載する。

### 3 方針のポイントについて

- 文部科学省の通知では中学校において一定の条件を満たした上で、学校又は市町村教育委員会を単位として持ち込みを認めるとしているが、本県では市町村の実情を踏まえ、例外規定について但し書きをするにとどめ、小・中・義務教育学校は原則禁止とした。
- 情報モラル教育の取組、「ネット上のいじめ」等に関する取組について、教材等の具体例を示すなど本県の実態に合わせ記載した。
- 登下校中の安全確保等についての項目を設け、学校が家庭・地域と連携して児童生徒の安全確保へ努めるよう記述した。

### 4 通知等について

本方針については、令和2年11月中に県内のすべての県立学校及び、市町村教育委員会に通知する。

## 1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び市町村（学校組合）教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す方向性に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

また、指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

### （1）小学校・中学校及び義務教育学校

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校・中学校及び義務教育学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

ただし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話（例えば、子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障が生じないよう配慮すること。

### （2）高等学校

生徒の携帯電話の使用については、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう制限する必要があることを考慮した上で、各学校で規定を定めて対応すること。

<参考>

鳥取県高等学校指導部連盟申し合わせ事項 「携帯電話等については各校の規定とする。」

### （3）特別支援学校

児童生徒の携帯電話の使用については、学校及び地域の実態、児童生徒の障がいの状態や通学状況等を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう、各学校で規定を定めて対応すること。

## 2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるように、学習指導要領に基づき、文部科学省や県教育委員会、各種団体が作成している教材等※を利用するなどして、学校における効果的な情報モラル教育の充実に取り組むこと。

※（教材例）

○情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等【文部科学省作成】

○電子メディアとの付き合い方学習ノート（シート）

【鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会作成】

### 3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

県教育委員会は、ネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、ネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図る。(いじめ防止対策推進法第19条参考)

また、学校は「ネット上のいじめ」を含むいじめ等が重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒への指導の充実を図ること。(いじめ防止対策推進法第19条参考) その際、学校は、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等の未然防止・早期発見及び対応について「鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』」(令和元年9月、鳥取県教育委員会)を参考にすること。

＜児童生徒に伝える基礎知識＞

- ネット上へ誹謗中傷を書き込むことは、人権侵害であり、決して許されない行為であること。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

### 4 家庭や地域に対する働きかけについて

学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要であることから、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、携帯電話等を持たせる場合には、家庭で利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒の利用の状況を把握し、見守る体制づくりを行うこと。

### 5 登下校中の安全の確保等について

登下校中に児童生徒が携帯電話を所持することは、災害発生時の緊急連絡や犯罪に巻き込まれることの予防や抑止に有用との意見もあるところだが、特に小・中・義務教育学校では学校への持ち込みを原則禁止としていることから、引き続き各学校は、「子どもかけ込み110番の家」や地域ボランティアによる見守り活動など地域と連携した安全の確保に努めるとともに、保護者の携帯電話等へメッセージ等を一斉送信するシステムや災害用伝言ダイヤル等による迅速な情報伝達手段を活用するなどして、児童生徒の登下校中の安全安心につながる取組を行うこと。

### 6 市町村(学校組合)教育委員会の取組について

市町村(学校組合)教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱い等が適切になされるよう、基本的指導方針を定め、所管の学校に対して周知徹底を図っていただきたい。